四　育児休業等の申出に係る子の養育を行つている配偶者が死亡した場合
五　前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態になつた場合
六　婚姻の解消その他の事情により第四号に規定する配偶者が育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなつた場合
七　育児休業等の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、十四日間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になつた場合
八　育児休業等の申出に係る子について、保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われない場合
九　育児休業等の申出をした組合員について出向をした日の前日において育児休業等をしている場合であつて、出向をした日以後も引き続き当該休業をするとき（出向をした日以後も引き続き組合員であるときに限る。）

（介護休業手当金）

第百十一条の三　法第六十八条の四の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を、人事担当者による介護休業の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～三　略］

（育児時短勤務手当金）

第百十一条の四　法第六十八条の五第一項の規定により育児時短勤務手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児時短勤務手当金請求書を、人事担当者による一週間の所定勤務時間が短縮されていることの事実及び当該育児時短勤務（法第六十八条の五第一項に規定する育児時短勤務をいう。次項及び第三項第一号において同じ。）に係る子の生年月日を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員等記号・番号又は個人番号
二　請求期間、請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
　イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨
　ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号
三　その他必要な事項

2　法第六十八条の五第一項の財務省令で定める勤務は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務及び同法第二十六条第一項に規定する育児時間（その初日及び末日を明らかにして承認を請求したものに限る。）が承認された期間における勤務並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の十二第一項に規定する育児時短就業その他これらに相当する勤務とする。ただし、その期間の末日（その事業主に申し出ることによつて変更された場合にあつては、その変更後の日とし、第一号又は第二号に掲げる事由に該当する場合にあつては、その前日とする。）までに、次の各号に

（介護休業手当金）

第百十一条の三　法第六十八条の三の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を、人事担当者による同条第一項に規定する介護休業の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［条を加える。］